

大和市スポーツ施設設置条例一部改正のパブリックコメント実施について

背景等

- ・大和スポーツセンターは、本市スポーツ推進の中核をなす、市内唯一の複合スポーツ施設であり、個人・団体による通常の利用のほか、各競技種目の大会会場となるなど、年間を通じて大変多くの方に利用されています。
- ・そのため、大会の開催時等には駐車場が満車になることが多く、その都度、臨時駐車場を確保するなどの対応をしてまいりましたが、昨年、プール跡地を駐車場に整備し、現在は、車で来場に不便をかけることなく利用していただけるようになりました。
- ・指定管理者制度により運営及び維持管理を行っていますが、人件費の高騰や施設の老朽化等により指定管理料が増加傾向にあり、施設の安定的な運営を図るための財源確保が求められている状況です。

改正内容

- ・現在無料である大和スポーツセンター駐車場を有料化し、利用料金は近隣の民間駐車場を考慮のうえ次の表のとおり設定します。

普通車	40 分を超え 1 時間まで	100 円
	以降 20 分ごと	100 円
	当日（24 時まで）の上限	1,000 円
大型車	当日（24 時まで）	3,000 円

※入庫後に午前 0 時を過ぎた駐車に対しては、上記の料金表を再び適用します。

- ・併せて、以下を減免対象とする規則改正を行います。

減免をする場合	減免額
市が主催又は共催する事業に使用又は利用するとき。	利用料金の全額
身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき。	利用料金の全額
指定管理者が特に必要があると認めたとき。	指定管理者が定める額

今後の予定

- 令和 7 年 7 月 意見公募手続（パブリックコメント）及びスポーツ推進審議会
- 令和 7 年 8 月 第 3 回定例会に改正議案提出
- 令和 8 年 4 月 改正条例施行

担当：健幸・スポーツ部スポーツ×ライフ課
電話：046-260-5762